

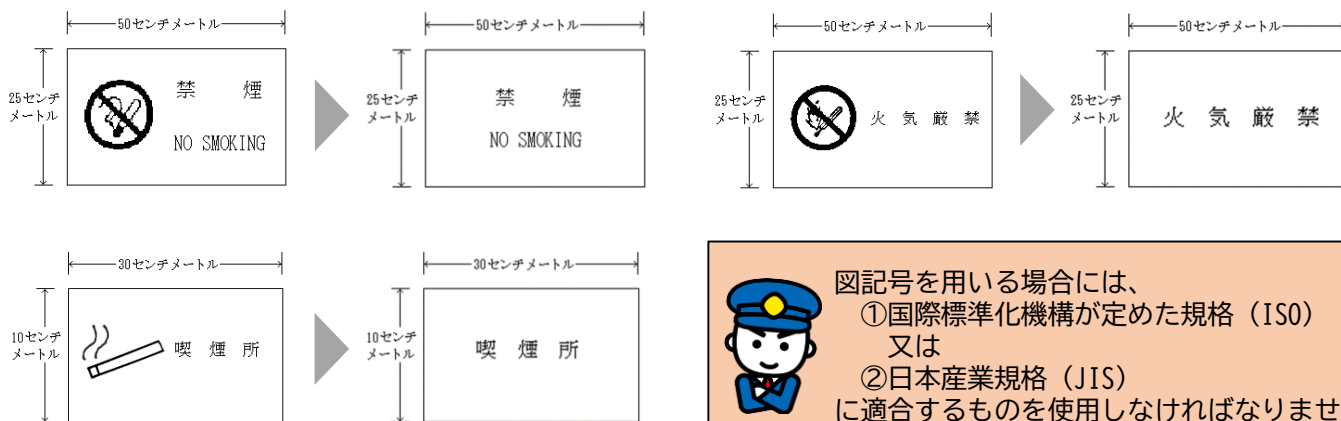
松本広域連合火災予防規則の一部改正について

1 標識類に関する事項（第9条関係）

【概要】

松本広域連合火災予防条例の一部改正に伴い、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識に設ける図記号及び「喫煙所」と表示した標識に設ける図記号の規格が明確になったことから、これまで別表中付図第3で示していた図記号を削除しました。

また、第9条及び別表（付図第3を含む。）の用語を整理しました。



2 施行日 公布の日

松本広域連合火災予防規程の一部改正について

1 急速充電設備に関する事項

【概要】

松本広域連合火災予防条例第11条の2第1項第1号の「消防長が認める延焼を防止するための措置」を新たに第8条の2として規定しました。



＜消防長が認める延焼を防止するための措置＞
次のいずれにも該当するものとなります。

- ① 筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0ミリメートル以上、又は鋼板で2.3ミリメートル以上であること。
- ② 安全装置（漏電遮断機）が設置されていること。
- ③ 筐体の体積1立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約122キログラム以下であること。
- ④ 蓄電池が内蔵されていないこと。
- ⑤ 太陽光発電設備が接続されていないこと。

2 施行日 令和5年10月1日



不明な点は、松本広域消防局予防課にお問い合わせください。

TEL:0263(25)1599 FAX:0263(25)3987

